

(目的)

第1条 業務委託及び物品の賃貸借（以下「業務委託等」という。）の契約に係る競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、郡山市上下水道局契約規程(昭和42年郡山市水道局規程第8号。以下「規程」という。)の定めるところによる。

2 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の納付のあった場合には、その入札保証金は郡山市上下水道事業管理者に帰属し、入札保証金の納付が免除されていた場合には、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を郡山市上下水道事業管理者に納めなければならない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、公告、入札通知書及び仕様書並びに入札条件及び契約方法を熟知の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受け提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札参加者の代理人とすることはできない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札等の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(委託費内訳書)

第4条 入札参加者又は入札参加者の代理人は、委託費内訳書の提出が必要な入札の場合においては、入札書と併せて当該業務に係る委託費内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札を辞退することができる。

2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前には、辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中には、辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札参加者は、入札書を提出した以降は、辞退届を提出することができない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人が、所定の日時及び場所に出席しない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。  
（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者又は入札参加者の代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者又は入札参加者の代理人と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。  
（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者又は入札参加者の代理人が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又は入札参加者の代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札又は金額が明確でない入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明な入札
- (5) 一人で2通以上提出した入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 委託費内訳書の提出が必要な場合において委託費内訳書の提出がない入札
- (9) 入札書と委託費内訳書の金額が異なる入札
- (10) 委託費内訳書が未記入である等不備がある入札
- (11) 初度の入札に参加しなかった者のした再度の入札

（落札者の決定）

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 施行令第167条の10第2項の規定を適用した場合（最低制限価格制度）は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、直ちに再度の入札に付することができる。

2 入札が無効又は失格になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の納付等については、規程の定めるところによる。

(契約書の提出)

第12条 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印（電磁的記録の場合にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）をし、速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が前項の規定により契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札条件及び契約方法並びにこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(見積等)

第14条 業務委託等の見積及び見積合せについては、この心得の例による。

(補則)

第15条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この心得は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年4月1日から施行する。